

定額減税しきれないと 見込まれる方への給付金(調整給付金)

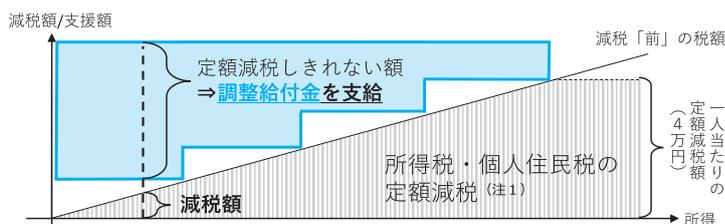
問合せ 調整給付金に関すること = 生活者支援給付金コールセンター (☎ 543-0111)
定額減税に関すること = 税務課 (☎ 543-6111)

◆調整給付金とは

国が実施する「デフレ完全脱却のための総合経済対策」として、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき、4万円(令和6年分の推計所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円)の「定額減税」が行われます。その際、定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、この定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「調整給付金」が支給されます。

※対象となる方には7月下旬に案内を送付します

調整給付金のイメージ



◆支給対象者

鴻巣市から令和6年度の個人住民税が課税されている方のうち、所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方の課税があり、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方

◆支給手続き

給付金を受け取るには、**申請手続きが必要**です。対象者には鴻巣市から案内通知書を送付します。調整給付金等の記載内容をご確認のうえ、**申請書類に必要事項を記入し、本人確認書類等と一緒にご返信ください。**

提出期限 **令和6年10月31日(木)**

審査後、順次、給付金を口座振込いたします。

⚠ 定額減税しきれないと見込まれる方への給付金(調整給付金)の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

- 市や国、内閣府などが、ATM(銀行・コンビニ等の現金自動預払機)の操作をお願いすることは絶対にありません
- 市や国、内閣府などが、給付金の支給のため、手数料の振込を求めることは絶対にありません
- 市や国、内閣府などが、キャッシュカードの暗証番号をうかがうことは絶対にありません
- 給付金詐欺メールや不審サイトへの誘導にご注意ください
- 市からメールによる給付金のお知らせは一切行っておりません。また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除してください
- 自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください

